

# 学校給食用物資納入契約書（案）

1, 契約物資の名称

別表のとおり

2, 物資の規格等及び予定数量

別表のとおり

3, 納入場所

別表のとおり

4, 納入期限

別表のとおり

5, 契約単価

別表のとおり

6, 履行期間

別表のとおり

上記に関し、一般財団法人 函館市学校給食会（以下「甲」という）を買主とし、

\_\_\_\_\_（以下「乙」という）を売主とし、

次の条項により売買契約を締結する。

## （総 則）

第 1 条 乙は甲の指示内容を承諾のうえ、学校給食の重要性を認識し、「函館市学校給食食材調達マニュアル」に基づき、良質な食材の調達に努めるとともに常に衛生管理に留意し、物資受注の際は、提出見本と見積書のとおり内容、品質、量目の正確を期することはもちろん、細心の注意と誠意をもって、甲に対し契約物資を遅滞なく供給しなければならない。

## （納入物資の検取等）

第 2 条 乙が物資を納入しようとする場合は、納入場所である学校調理場等、および飲用牛乳、パン・米飯の納入場所である学校等の検取を受けなければならない。

2 甲は納入物資について随時調査し、必要な報告を求められることができる。この場合、乙は遅延なくこれに応じなければならない。

3 甲は前項の調査の結果、納入物資に規格外品等が発見された場合、甲の指示する期間内にその代品を納入するなどの対応を求められることができる。

### (代金の支払い)

- 第 3 条 乙は供給物資納入後、その代金を毎月末締めで計算し、翌月 3 日（休日のときは翌日）までに、甲へ、支払請求書に関係書類を添え請求するものとする。
- 2 甲はその代金を、乙から適法な支払請求書受理の当月、銀行最終営業日の前日までに支払うものとする。
  - 3 前条第 1 項の検収後に乙の帰責事由により、物資が使用できなくなった場合は、代金を支払わないことができる。

### (契約変更または中止)

- 第 4 条 甲は必要があると認めるとき、契約の変更若しくは中止することができる。

### (衛生管理等)

- 第 5 条 乙は甲から、工場、事業場の設備、あるいは従業員の健康管理等について指示を受けたときは、速やかにその指示に従わなければならない。
- 2 乙は納入しようとする物資の原材料について、定期的実施する細菌検査（微生物及び理化学検査）の結果を甲に提出すること。
  - 3 異物混入の防止に努め、万が一、異物混入があった場合には、速やかに原因究明と改善措置をとるなど、「函館市学校給食異物混入対応マニュアル」に基づき、対策を講ずること。

### (通知義務)

- 第 6 条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに甲へ文書で通知しなければならない。
- ① 差押、仮差押、仮処分の申し立て、公売処分、租税の滞納処分を受け、若しくは整理、会社更生手続きの開始、破産、競売を申し立てられ、または、自ら和議、会社更生手続きの開始、破産申し立てをしたとき。
  - ② 金融庁から営業停止、または営業登録の取消処分を受けたとき。
  - ③ 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、または解散、組織の変更決議をしたとき。
  - ④ 電子交換所から取引停止処分を受けたとき。

### (契約解除)

- 第 7 条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。この場合、乙に損害を与えても、甲はその補償の責を負わない。
- ただし、物資の既納部分に対しては、甲において相当と認める金額を支払うことがある。
- ① 期限内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと認めたとき。
  - ② 契約の履行に際し、不正な行為があったとき、または職員の指示に従わず、その執行を妨害したとき。
  - ③ 前条第 1 号または第 4 号に該当する事実が発生したとき。
  - ④ 契約条項に違反したとき。
  - ⑤ 契約者としての資格を欠いたとき。

- ⑥ 乙から契約解除の申し出があったとき。
- ⑦ 乙が年度内一度も入札に参加しなかった場合。

**(権利義務の譲渡)**

第 8 条 乙はこの契約に関する権利義務を甲の承認がなければ他人に譲渡し、または担保に供してはならない。

**(不当介入等に対する届出義務)**

第 9 条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入等を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、所轄の警察に届け出なければならない。

**(遵守事項)**

第 10 条 甲は、この契約に定めるもののほか、一般財団法人函館市学校給食会諸規定及び必要な法令等の定めるところを誠実に遵守するものとする。

**(管轄裁判所)**

第 11 条 この契約について訴訟を行う場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

**(その他)**

第 12 条 この契約に定めのない事項または契約条項の解釈に疑義が生じた時は、必要に応じて甲乙協議のうえ決定する。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持する。

令和 7年 4月 1日

甲 函館市新川町30番26号 函館市立中部小学校内  
一般財団法人函館市学校給食会  
理事長 小田将之 印

乙

印

【学校給食用物資納入契約書】 一別 表一

1. 契約物資の名称

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ・牛 乳            | ・一般物資            |
| ・鶏卵             | ・めん類             |
| ・豆腐・油揚げ類・こんにゃく類 | ・納豆              |
| ・もやし            | ・かまぼこ類           |
| ・生鮮肉類           | ・いも類・生鮮野菜類・生鮮果物類 |
| ・パン・米飯          |                  |

2. 物資の規格等及び予定数量

- ◇物資の規格等は、（一財）函館市学校給食会における『物資規格』、『納入上の留意事項』および『函館市学校給食食材調達マニュアル』により確認する。
- ◇予定数量は、物資入札見積書の『需要数』および物資の『発注書』による。

3. 納入場所

- ◇函館市立小中学校のうち24校の『学校調理場』等とする。
- ◇飲用牛乳においては、函館市立小中学校他の57校とする。
- ◇パン・米飯においては、函館市立小中学校他の52校とする。

4. 納入期限

- ◇（一財）函館市学校給食会における『納入上の留意事項』の記載による。
- ◇品目別の『配送日・配送時間』を遵守すること。

5. 契約単価

- ◇年契約物資 ～ 年1回の入札単価による。
- ◇学期契約物資 ～ 学期ごとの入札単価による。
- ◇週契約物資 ～ 週1回の入札単価による。
- ◇特別な事由による使用物資 ～ 随時の入札単価による。

6. 履行期間

- ◇令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。